



# 情報通

2012.December 12月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会  
題字：神津 信一 (四谷)  
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

## 情報セキュリティと税理士業務の関わり

～安全・安心な事務所経営のために～

東京税理士会 情報システム委員会委員 菅沼俊広

最近話題のリモート操作によるなりすまし被害をもとに物語仕立てで情報セキュリティについて考えてみました。

事件はこうして起こった……

よく晴れた秋の月末、とある税理士事務所の出来事。  
**税理士** 今月はあと2件法人税の申告と先日の調査への対応と遺産分割協議書の作成が残っていたな、ふー、今日も遅くまで仕事かな。  
**職員A** 先生、この間からどうもパソコンの調子がおかしいんですけど。  
**税理士** おかしいってどうおかしいんだ？  
**職員B** 処理速度がなんか遅くなった感じがするんですが。  
**税理士** 気のせいじゃないのか？それとも何か変なソフトをインストールしたりしてないだろうな。  
**職員B** そういえば、先生が今度会議で使うからタイマー機能のあるソフトがあれば……って言ってませんでした？  
**税理士** そんなこと言ってたかな？そうだ、C君はパソコンに詳しいからC君に頼んだような…  
**職員C** フリーのソフトがあったので、この間USBに入れて先生に渡したじゃないですか？  
**税理士** そうだったっけ、そうそう試したけどあまり使い勝手がよくなかったからそのままにしてたような。  
**職員A、B** その後、パソコンの調子がおかしいんですけど。  
**税理士** えっそうなの？でもそのソフトちょっとしか使ってないよ。  
**職員D** 先生、何か警察の人から電話ですが。  
**警察** 先日あなたのIPアドレスから某小学校の掲示板に爆弾をしかけたと書き込みがあったようで事情をお伺いしたいのですが。  
**税理士** え、何のことですか？私は何もしていませんよ。月末の忙しい時に何を言っているんですか。  
**警察** 変ですね。コンピュータの管理はしっかりやっていますよね？  
**税理士** もちろんです。うちの職員に元SEでコンピュータに詳しいものがいますからね。  
**職員C** 先生、私SEというか営業だったんですけど…  
**警察** とりあえず事情を詳しく伺いたいので近日中に署まで出頭していただけないか？  
 その後税理士先生と職員Cが出頭して事情を説明したところ事務所のコンピュータが遠隔操作されていたことがわかり、無事ことなきを得ましたが、管理方法が十分ではなかったことで厳重注意を受けました。  
 また、専門家に依頼して事務所のコンピュータを調べてみたところie sys.exeという遠隔操作プログラムに感染していることが判明し、対策をとりました。

事件のからくり……

**専門家** 現在この掲示板は削除されアクセスはできなくなっていますが、今回のコンピュータを遠隔操作するプログラムは、どうやらある有名な掲示板からダウンロードしたアプリケーションに仕込まれていたようです。このプログラムが感染するOSは、Windows 98, ME, NT, 2000, XP, Server 2003でした。  
**職員C** 会計事務所はXPを使用しているところがまだまだ多いですから。  
**専門家** そうですか。ウイルス感染や不正アクセスに対処するためには、定期的にOSのアップデートを行ってセキュリティホールをつぶしておく必要があります。  
**専門家** このプログラムの詳細は、ウイルス対策ソフトを販売している会社のデータベースで確認することができます。また、このプログラムに対処するために、Windows PCの通信内容とプロセスの起動を記録する「パケット警察 for Windows」という無料のソフトも公表されています。今回はこのソフトを導入してしばらく様子を見て、有料の通信内容の監視ソフトを導入しましょう。ただ、コンピュータの管理は見直さないといけませんね。今回は業務上の重要な情報が漏れなくて良かったですが、悪意のあるプログラムには、コンピュータの中にある情報をまとめて添付ファイルなどで送信してしまうものもありますから。  
**税理士** え、そんなものもあるんですか？  
**専門家** ええ、最近の悪意のあるプログラムにはいろいろなものがあり、一昔前のように技術のある人が自分の技術を試すために愉快犯的な行動をとるのではなく、組織的意図的に脅迫や金銭目的で犯罪行為を行うものが増えてきていますし、インターネットの利用者数が1,000万人近くなり、スマートフォンの急速な普及などもあって、今までよりも管理に注意が必要になってきています。  
**職員C** そういった悪意のあるプログラムに感染しないためには、どうすればいいんでしょうか？

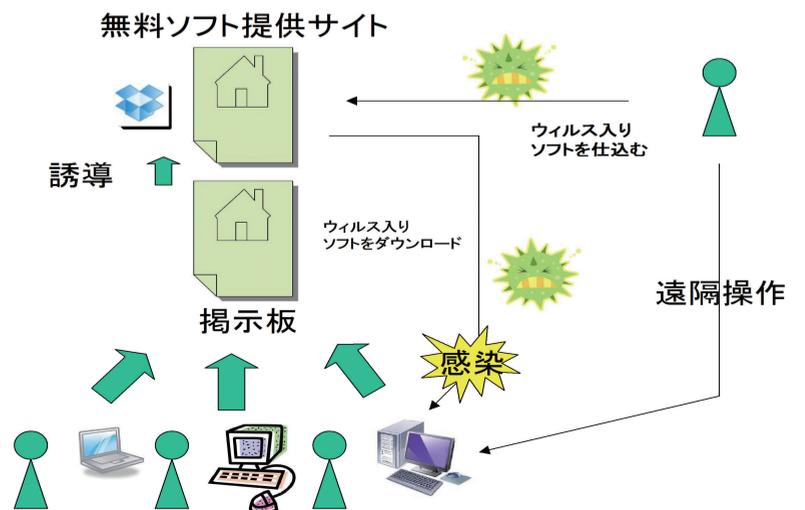
**専門家** 日ごろからコンピュータの管理をすることが最も大切なことですね。特に情報セキュリティについては、一定の合格点数をクリアすればOKということではなく、0か100かしかありません。事務所の9割の職員が注意していても、1人の不注意が全てを台無しにしてしまいます。  
**税理士** 先代のときのようにインターネットとか使わなければ…  
**職員C** 先生、インターネットが使えなければ電子申告や業務で必要なソフトの更新なんかもできなくなってしまいますよ。  
**税理士** うっ…それは困る。  
**専門家** ITの利用はコスト削減に非常に有効ですし、景気の状態がこのような場合、IT利用をしないで業務を続けることは益々難しくなっています。事故が起こるからといって、電車や車に乗らない訳にはいかないように、IT利用に伴う危険性を十分認識して、必要な対策を行うことが重要ではないでしょうか。

トラブル回避のために……

**税理士** 具体的にはどのような対策が必要でしょうか？  
**専門家** まず、重要な情報とは何かを明確に整理して、保管している資料の取扱いやパスワード、電子メールの管理等をすることが必要になります。また、事務所の機の整理、事業所からの資料の持ち出しや事業所へのパソコン等の持込についても管理することが必要ですね。コンピュータへの対策としては、使用しているソフト、ウイルス対策ソフトを定期的に更新する、ネットワーク監視ソフトを導入する等の対策が必要です。またIPA(独立行政法人情報処理推進機構)や内閣官房情報セキュリティセンター等のホームページを定期的に確認しておくことも必要です。また、職員の教育には、IPAによる組織の情報セキュリティ対策自己診断テスト <http://www.ipa.go.jp/security/benchmark/index.html> や内閣官房情報セキュリティセンター <http://www.nisc.go.jp/security-site/index.html>、Microsoftセーフティとセキュリティセンター <http://www.microsoft.com/ja-jp/security/mpr/default.aspx>等を利用するとよいでしょう。  
 また、次のような症状が生じた場合には、ウイルス感染の可能性が考えらるので、IPAやウイルス対策ソフトのホームページで対策が掲示されていないか確認して対応をとるか、専門家に依頼して緊急対応をとることが必要ですね。①音楽を演奏する②異常なメッセージを表示する③画面表示が崩れる④システムが立ち上がらない⑤システムの立ち上げに異常に時間がかかる⑥システムがハングアップする⑦ユーザの意図しないディスクアクセスがおこる⑧ファイルが削除、破壊される。  
**専門家** さらにしっかりした管理が必要とお考えならば、ISMSやプライバシーマーク等のマネジメントシステムの導入を検討してもよいかもしれません。  
**税理士** よくわかりました。一度しっかり検討してみようと思います。

所得税、資産税を中心としたセンシティブな個人情報や、電子申告等を通じて電子的に取り扱う我々税理士にとって、情報セキュリティに対する知見及び対策は今後必須のものとなるため、最低限の知識を得る必要があります。  
 繁忙期を前に、情報セキュリティについても少し考えてみてはいかがでしょうか。

### ウイルス感染の流れ



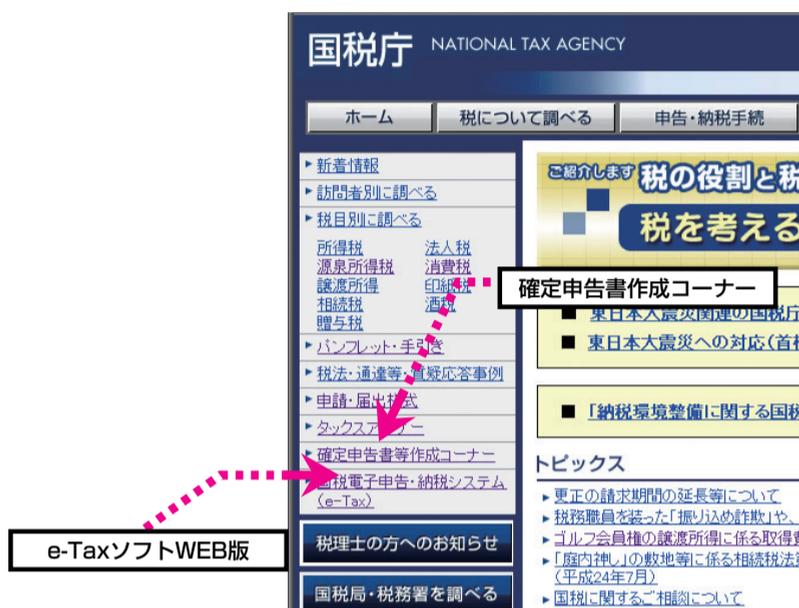
# 源泉所得税納付書の提出と贈与税の申告

## —どちらも電子でスマートに—

東京税理士会 情報システム委員会委員 高橋邦夫

今や税理士業務に欠かせないものとなってきた電子申告ですが、税理士が代理送信する場合にはベンダーソフトを利用することが一般的です。国税庁のホームページから無料でダウンロードできるe-Taxソフトもありますが、これは、使い勝手が悪い、わかりにくい、といったイメージが強いと思われます。もとより法人税や所得税、消費税の電子申告であれば、慣れたベンダーソフトを使ったほうが簡単、便利なのです。

実はe-TaxソフトにはWEB版というものが存在します。パソコンにインストールするe-Taxソフトのように多くの申告・手続きに対応しているわけではありませんが、このe-TaxソフトWEB版は意外と使い勝手が良いのです。今回はe-TaxソフトWEB版で行う源泉所得税納付書の送信と、来年から始まる贈与税の電子申告を紹介します。



区分	支払年月日 (平角数字)	人員 (平角数字)	支給額 (平角数字)	税額 (平角数字)
俸給・給料等(01)	平成 24 年 12 月 日	人	円	円
賞与(役員賞与を除く。)(02)	年 月 日	人	円	円
日雇労働者の賃金(06)		人	円	円
退職手当等(07)	年 月 日	人	円	円
税理士等の報酬(08)	平成 24 年 12 月 日	人	円	円
役員賞与(03)	年 月 日	人	円	円
同上の支払確定年月日	年 月 日			
年末調整による不足税額(04) 円 年末調整による超過税額(05) 円				
本税 ※自動計算				円
延滞税				円
合計額 ※自動計算 ※必須				円

### e-TaxソフトWEB版で行う源泉所得税納付書の送信

これから年末調整の時期となるが、その後に行う納付額0円の源泉納付書の提出、これにはe-TaxソフトWEB版が便利だ。e-TaxソフトWEB版とは、e-Taxソフトの一部の機能を、インターネット経由でWebブラウザ上で使用できるように提供しているシステムである。e-Taxソフトとe-TaxソフトWEB版の大きな違いは、①作成可能な手続きの種類がすくない、②インターネットに接続している環境が必要、③法定調書の各調書の作成上限が100枚、④税理士等による代理送信方法が違う、などである。

e-Taxソフトでは、納税者の利用者ファイル(利用者識別番号)を使用して、基本情報登録画面にて税理士情報を入力し代理送信を行うが、e-TaxソフトWEB版では、税理士の利用者識別番号を使用してログイン後に、納税者の情報を入力する流れとなる。

e-TaxソフトWEB版では以下の手続きについて作成～送信することができる。

分類	手続き
納税関係	納付情報登録依頼
納税証明書交付関係	納税証明書交付請求(書面交付)
	納税証明書交付請求(電子交付)
源泉所得税関係	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)
	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期特例分)
	報酬・料金等の所得税徴収高計算書
	利子等の所得税徴収高計算書
	配当等の所得税徴収高計算書
	定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書
	非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書
	償還差益の所得税徴収高計算書
	上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書
	法定調書関係

上記以外に、電子申告開始届書の作成～提出、メッセージボックスの内容確認、申告・申請データ(拡張子「.xtx」)の内容確認、なども行える。

源泉所得税納付書の作成画面は、納付書と同じ形式になっているのでわかりやすく、該当箇所そのまま数字を入力していただくだけで完成する。

源泉所得税納付書の送信には電子署名が不要のため、データを作成したら送信するだけである。納付額0円の納付書であればデータ送信のみで完了するし、納付額がある場合でもダイレクト納付を組み合わせることによって税理士側の処理だけで完結する。ダイレクト納付の手続きは受信通知のボタンをクリックし、引落日を指定するだけである。

### 確定申告書作成コーナーで行う贈与税申告

国税庁のホームページには「確定申告書作成コーナー」のページがある。ここでは、所得税の確定申告書、青色申告決算書・収支内訳書、消費税及び地方消費税の確定申告書、そして贈与税の申告書が作成できる。「確定申告書作成コーナー」で作成したデータはe-Taxにより送信することができるのだが、今まで贈与税の申告書だけがe-Taxに対応していなかった。それが平成24年分の申告から、贈与税についても「確定申告書作成コーナー」で作成したデータをそのままe-Taxにより送信することができるようになる。

ベンダーの相続税申告システムがあれば、それを使って贈与税の電子申告もできるようにベンダーソフトでの対応がなされるのだろうか、あまり相続税業務をやらないため相続税申告システムは導入していない税理士も多いと聞く。しかし、顧問先会社の社長や役員、毎年確定申告を請け負っている個人納税者などの簡単な贈与税申告を依頼されることがある。そのような場合に便利なのが「確定申告書作成コーナー」での贈与税申告書の作成～電子申告である。

「確定申告書作成コーナー」での贈与税は、①一般の贈与(暦年課税)、②配偶者控除の特例を受ける場合(暦年課税)、③相続時精算課税の適用を受ける場合、④住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合、などが作成できるが、来年からは作成後日税連ICカードにより税理士署名を付してそのまま送信できるようになるのである。

現在の情報では、来年からの贈与税申告のe-Tax対応は「確定申告書作成コーナー」のみで、e-Taxソフトやe-TaxソフトWEB版などは未対応ということらしいが、業務に応じて使える仕組みを選んで上手に使う、そんな使い方も良いのではないだろうか。



## ミニセミナー

### 「Google Appsのはじめの一步」

- ◆日時：平成25年1月15日(火) 午後1時～2時
- ◆場所：東京税理士会館地階101・102号室
- ◆講師：齋藤潤一(情報システム委員会委員)

定員：先着20名

対象：本会会員、事務所職員 ※無料

事前申込制です。メール、お電話でお申し込みください。

e-mail: johosystem@tokyozeirishikai.or.jp

※タイトルを「ミニセミナー申込」としてください。

記載事項(①支部、②登録番号、③氏名)

TEL: 03-3356-4467(東京税理士会事務局業務研修課)

※ミニセミナーは、インターネット(Ustream)を利用してライブ配信いたします。当日ご都合のつかない方は、事務所・ご自宅から、ぜひこちらにアクセスしてご覧ください。

http://www.ustream.tv/channel/josys2